

# 平成 14 年度国債発行のポイント

みんなの  
国債

## 1. バランスの取れた発行計画の策定

- ・過度の短期化による借換リスクの増大を避けるとともに、特定の年限に偏った発行による金利上昇を招かないよう、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンにおいてバランスのとれた発行額を設定。

〔うちTB:30.6兆円、2年債:19.2兆円、5年債:22.8兆円〕  
10年債:21.6兆円、20年債:4.2兆円

- ・市中発行分の平均年限は、平成13年度当初予算ベースの5年4ヶ月より2ヶ月伸びて、5年6ヶ月。

## 2. 保有者構成の多様化

個人向け国債の導入(今通常国会に法案提出予定)

- ・個人保有の促進を図る観点から、個人向け国債を導入(平成15年1月以降を目途に、発行開始を予定)。
- ・商品性は、譲渡制限・変動金利・満期10年をイメージ。
- ・インターネットを通じた直接販売に向けた検討。

非居住者等非課税制度の拡充等

- ・海外の証券投資信託が保有する国債利子の非課税化や国債を用いた海外投資家との間のレポ取引の非課税化等を通じ、非居住者等の国債保有を促進。

## 国債管理政策の基本的考え方

円滑かつ確実な消化

長期的な調達コストの抑制

## 3. 債務管理の適正化

買入消却の実施(今通常国会に法案提出予定)

- ・平成20年度に10年債の満期到来が集中していることから、今後の国債発行額の平準化等を図るため、平成14年度以降の各年度において、平成20年度満期の国債の買入消却を実施。

## 4. 発行市場・流通市場の整備

ペーパーレス化の実現(今通常国会に法案提出予定)

- ・国債のペーパーレス化や決済の安全性の向上のため、新たな振替決済システムを創設。
- ・多数の投資家間の決済を一括してネット決済するための清算機関の制度化。

ストリップス債の導入(今通常国会に法案提出予定)

- ・利付国債の元本部分と利札部分を分離して、別々に流通させる「ストリップス債」を14年度中から導入。